

集団的自衛権の行使容認しない意見書提出へ

沼田市議会は9月議会最終日の本会議において、安倍内閣が解釈改憲によって「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を行ったことに対し、「集団的自衛権の行使容認しないことを求める意見書」について国及び政府に提出することを全会一致で採択しました。



先月、請願書を大竹議長に提出する
木村実行委員長 右端は井之川市議

意見書提出については、「戦争させない利根沼田実行委員会」が、沼田市議会に「日本を再び戦争する国にする『集団的自衛権行使容認』の閣議決定の撤回を求める意見書提出を要請する請願書」を提出し、同日、本会議において趣旨採択されました。意見書の全文は下記の通りです。

集団的自衛権の行使容認しないことを求める意見書

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」とされている。

憲法の解釈を大きく変えて、日本への武力攻撃がなくても海外へ自衛隊を派兵する「集団的自衛権」の行使を容認する閣議決定は、憲法を中心の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲であり、集団的自衛権の行使を禁じてきた積み重ねを大本から掘り崩すものである。

そもそも、憲法を尊重擁護する義務を負い、憲法に拘束されるはずの政府が、国民への十分な説明責任、意思を問うこともなく解釈という手法により、実質的に憲法を改変することは、近代国家における立憲主義に反するものと言わねばならない。

集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、日本国憲法のもとで許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の直接的自衛権の範囲とし、そのことは国内外に広く認識されている。

今、政府に求められていることは、対話により近隣諸国との緊張緩和を率先して進めることであり、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関しては、国民的議論なしに政府による憲法解釈の変更がなされることがないように強く要望する。

よって、本市議会は国において、下記の事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 国及び政府においては、集団的自衛権の行使容認しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者保護ルール緩和の再考を求める意見書も

上記意見書も同日、本会議において全会一致で採択され、国と政府に提出されました。主な内容は次の通りです。

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決」制度、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきでないこと。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。



子ども・子育て関係3条例が可決

民生福祉常任委員会に付託されていた、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3つの条例の審査について、24日の本会議に井之川博幸民生福祉常任委員長が審査の経過と結果を報告し、採決の結果、全会一致で可決しました。

井之川委員長は、当局が、「保育料の改定については考えていない」こと。「県や市の補助改定についても動きはない」と報告しました。

2014年9月28日	No. 718
いのさんニュース	
発行所沼田市下久屋町 983	☎23-1519
井之川博幸議員活動地域版部内資料	